

「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況（平成24年度分）について

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成24年度の取組	平成24年度に実施した取組内容		今後の課題等	
				取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】		
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する							
(1) 少年・若年者及び初 入者に対する指導及び支 援	i 個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交 友関係、発達上の課題、生活設計 等に応じた指導・支援を集中的に実 施する	法務省	・少年鑑別所における学習支援機器の整備・検証 ・少年院在院者の重点対象者に対する再鑑別の試行結果の検討 ・保護観察対象者に対する依頼鑑別の実施状況の分析 ・少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(暫定版)データの分析 ・少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(パイロット版)の作成及び試行	・少年鑑別所6庁において、学習支援機器を整備し、有効活用されている状況を確認した。 ・少年鑑別所1庁において、関係機関による重層的な関与が必要な対象者に、継続的な再鑑別(重点再鑑別)を42件試行し、特に実施時期及び調査事項に着眼して検討した結果、少年院処遇への有効性を確認した。 ・少年鑑別所において保護観察対象者に対する依頼鑑別を実施し、処遇方針の再検討等への活用等、保護観察処遇への有効性を確認した。 ・少年鑑別所において法務省式ケースアセスメントツール(パイロット版)の試行結果を踏まえ、運用方針を策定するとともに、法務省式ケースアセスメントツール(完成版)を作成した。	A	・少年鑑別所において、少年院在院者の生活環境の調整に資する再鑑別を試行し、少年院処遇等への有効性を確認した。 ・少年鑑別所において、的確な学力査定のための予備調査等を実施し、調査票案及び実施要領案等を作成した。	
			・少年院4庁においてチームティーチング体制を実施	・少年院4庁においてチームティーチング体制を構築し、実施した。	A		・少年院のチームティーチング体制を検証しつつ、実施体制の充実を図る。
			・少年院の指導重点施設での薬物問題非行プログラムの集中指導の実施 ・少年院における指導職員の指導方法の検証	・少年院における薬物非行少年に対する指導の充実を図るため、指導重点施設4庁での矯正教育プログラム(薬物非行)の集中指導を行った。 ・外部有識者を招へいして専門家会議を開催し、指導体制・方法の検討を行い、指導職員の研修の充実の必要性が認識された。	A		・少年院において指導職員の育成を進める。
			・少年院における発達上の課題を抱える少年に対する職員の処遇力向上施策の検討	・少年院における発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラムを作成した。	A		・平成24年度に作成した処遇プログラムの効果を検証するために、同プログラムの試行の実施体制を整備する。
			・少年院の処遇課程の検証及び改編の検討 ・少年院の教育課程、個別的処遇計画及び成績評価制度の改訂案の策定 ※平成25年度まで継続実施	・少年院の処遇課程の改編について協議会で検討し、教育課程、個別的処遇計画及び成績評価制度についてもその検討を継続したが、関係機関への意見照会や試行が必要であることから、検討を継続中。	B		・法改正の状況を踏まえ、少年院の処遇課程、教育課程、個別的処遇計画及び成績評価制度の検討を継続し、改定案を策定する。
			・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り ・少年院における学習支援の効果検証 ・刑事施設における教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等により、教科指導を充実させ、教科指導と就労支援の有機的かつ効果的な連携の在り方の検討 ※平成25年度まで継続実施	・刑事施設のパイロット施設において、薬物依存に関する専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行を実施した。 ・刑事施設におけるグループワーク実施体制の整備のため、教育専門官の配置の拡充を検討した。 ・専門家を招へいし、少年院における学習支援の方法について検討を継続中。 ・少年院における学習用教材の整備を継続した。 ・刑事施設における教育支援スタッフの配置や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備を継続した。 ・受験資格として「高等学校卒業程度」を要件としている資格試験を刑事施設に周知して、受刑者に対する高等学校卒業程度認定試験受験への働きかけを促進した。	B		・専門的プログラム及びリスクアセスメントツールを試行し、その結果を踏まえて同ツールの改良と必要に応じた刑事施設における実施体制を整備する。 ・刑事施設において引き続き、教科指導の充実を図るとともに、就労に必要な基礎学力を身に付けさせるための仕組みを検討し、その展開を図る。 ・少年院における学習支援体制を整備・充実させる。 ・教科指導と就労支援の連携策の検討を継続する。
			・少年院における処遇ケース検討会の継続的な実施 ※平成25年度まで継続実施	・少年院在院者の処遇について、保護観察所との行動連携の充実を図るため、処遇ケース検討会を継続的に開催した(開催回数59回)。	A		・矯正管区において、生活環境の調整の充実強化に係る試行を充実させる。
			・少年院と保護観察所との行動連携の効果検証 ※平成27年度まで継続実施	・東京矯正管区、大阪矯正管区及び福岡矯正管区に所在する少年院と関東地方更生保護委員会、近畿地方更生保護委員会及び九州地方更生保護委員会において、生活環境の調整の充実強化に向けた取組を実施し、その結果について専門家を招へいして検討会を開催し、関係機関の綿密な連携の重要性を確認した。	B		
			・少年処遇研究会の結果を踏まえた、関係機関との連携による少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の実施 ・家庭に寄り付かない保護観察対象少年等に対する指導強化のための方策の検討・実施 ・更生保護施設の受入れ機能の強化を図るとともに、少年の受入れを行う自立準備ホームを効果的に活用 ※平成25年度まで継続実施	・法務本省において、少年処遇研究会を8回開催し(平成24年度は5回)、関係機関との連携による少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策について検討し、警告の適正な運用等を図ることとした。 ・法務本省において、保護観察対象少年に対する適正かつ積極的に警告を実施することを目的として、警告に関する事例を収集・分析した。 ・平成24年度から開始した更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設における受入れを促進するとともに、自立準備ホームとして適切な事業者を開拓し、その活用に努めた。	A		
			ii 家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	法務省	・少年院における保護者に対する措置の集約と効果的实施等の検討		
	・少年処遇研究会の結果を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の検討・実施 ※平成25年度まで継続実施	・法務本省において、少年処遇研究会を8回開催し(平成24年度は5回)、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策を検討し、保護者用のハンドブックの作成等を実施することとした。			A		

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成24年度を取組	平成24年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	左記以外で実施した取組※2	
(1) 少年・若年者及び初 入者に対する指導及び支 援	iii	社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会の ルールの大切さ等を理解させる	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	・少年院における社会貢献活動実施事例の 収集と充実方策の検討・実施 ※平成25年度まで継続実施	・少年院における社会貢献活動の実施状況について調査し、参加者数(延べ1, 589人) 及び実施回数(447回)を把握した。	B		・少年院における社会貢献活動を継続的に実 施し、事例を収集する。
				・社会貢献活動の先行実施 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏 まえた検証	・保護観察所において社会貢献活動を先行実施し、平成24年度末現在で724か所の活 動場所を確保するとともに、同年度において1, 307回の活動を実施した(数値は速報 値)。 ・法務本省において社会貢献活動をテーマとした中央研修を実施し、全国から担当官を 集め、事例の収集と検証を実施した。また、先行実施を踏まえた検証を別途実施中である。	A		
	iv	広く支援を必要としている少年に対し、各種ボランティア等との連携による 立ち直り支援を推進する	警察庁	・警察庁において、これまでの取組に加えて 広く支援を必要としている少年や保護者等に 積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、 警察職員等による定期的な連絡や家庭訪 問、学生ボランティア等の協力を得た少年 の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・ 機会の拡大等を通じて、少年の高い再非 行率の原因である不良交友関係の解消や当 該交友関係に代わる居場所づくり等を実施 ※長期的取組	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、少年警察ボランティア、地域住 民等と連携して社会奉仕活動等を実施し、不良交友関係に代わる少年の新たな 居場所づくりに努めるなどしている。	B		・少年と年齢が近く少年の気持ち、言葉を理解 できる大学生ボランティアの裾野拡大・活性化 を図る必要がある。
(2) 高齢者又は障害者に 対する指導及び支援	i	地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出 所等後直ちに福祉サービスにつな げる準備を進める	法務省 厚生労働省	・刑事施設における多機関との情報連携の 推進を含めた特別調整実施体制の見直し ・刑務所における社会復帰支援のためのプ ログラム実施状況の調査 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実 施 ・社会福祉士の少年院への配置拡大	・刑事施設における特別調整の実施状況について調査を実施し、多機関との情報連携に おける課題について分析した。 ・社会復帰支援のためのプログラム策定のために、自主的にプログラムを実施している 刑務所の実情を調査し、プログラム策定のための参考資料を収集した。 ・医療刑務所等4庁における窯業科職業訓練を実施した。 ・少年院2庁に新たに社会福祉士を配置した。	B		・特別調整をより効果的に運用する際の課題につい て関係機関で認識の共有を図る。 ・標準的な社会復帰支援プログラムを策定し、実施 する際の問題点について明確化する。 ・収容区分見直しにより、障害児・者を収容する少年 院がを2庁増加したため、その少年院に社会福祉士 等の配置を検討する。
				・更生保護施設における特別処遇の実施状 況及び課題の分析 ※平成25年度まで継続実施	・平成24年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する 更生保護施設(指定更生保護施設)において、1, 244人の特別処遇対象者を受け入 れたところであるが、施設ごとの受入状況には差異が見られるなどの課題が明らかにな っており、当該課題の原因及び解決策の検討を継続中。	B		施設ごとの受入状況に差異が見られるなどの 課題の原因及び解決策について、引き続き検 討を行う。
				・特別調整及び特別処遇の推進のための 多機関連携と課題の検討	・全国の各ブロックにおける「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」及び 各都道府県における連絡協議会の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定 着支援センター、地方自治体等関係機関が実務上の課題等を共有した上で、相互理解 を深め、連携強化を図った。	A		
				・特別調整及び特別処遇による福祉サービ スの確保の推進 ※平成27年度まで継続実施	・矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等関係機関が連携し、福祉の支援 を必要とする対象者が出所後直ちに福祉サービスにつながるよう、迅速な調整に努め た。 ・平成24年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、 地域生活定着支援センターにおいて支援を行った。 ・平成24年度中に、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する 更生保護施設(指定更生保護施設)において、1, 244人の特別処遇対象者を受け入 れた。	A		
	ii	地域生活定着促進事業の対象とな らない者に対しても、個々の必要性 に応じた指導・支援、医療・福祉等 のサポートを実施する	法務省 厚生労働省	・刑務所における社会復帰支援のためのプ ログラム実施状況の調査 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実 施	・社会復帰支援のためのプログラム策定のために、自主的にプログラムを実施している 刑務所の実情を調査し、プログラム策定のための参考資料を収集した。 ・医療刑務所等4庁における窯業科職業訓練を実施した。	B		・標準的な社会復帰支援プログラムを策定し、 実施する際の課題について明確化していく。
				・地域生活定着支援センターのほか、医療・ 福祉機関と連携し、必要な指導・支援等 を実施した事例の収集 ・特定の地域において、地域生活定着支援 センターと保護観察所とが連携したサポート のモデル的实施 ※平成25年度まで継続実施	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を開催し、個別事例の収集・研究 を通じて、関係機関との連携強化を図った。 ・長崎、滋賀及び宮城において、被疑者・被告人段階の者に対する福祉的な支援の確保 のモデル的取組を実施した。	B		・引き続き、福祉的支援のモデル的取組に関与 し、関係機関との連携方策等について検討す る。
	iii	刑務所から出た直後の指導・支援 を強化するとともに、刑務所収容 中、出所後の生活へのスムーズな 適応を目指した指導を充実する	法務省 厚生労働省	・理学療法士等の配置庁に対する実施状 況・効果に関する調査の実施	・リハビリ対象者について、全国の刑事施設に収容されている数は把握していないが、理 学療法士等の配置された施設に対し現有リハビリ機器の保有状況及びリハビリ対象者 数調査を実施し、平成25年3月13日現在、48人の者に対し、基本動作能力の向上(能 力の改善・回復により歩行や日常動作の改善)を図った。	A		・被収容者の高齢化も年々高まっており、リハビ リの必要な者も増加傾向にあることから、理学 療法の効果を踏まえ、必要に応じて理学療法士 の配置を検討する。
				・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る 事例研究会の開催 ※平成25年度まで継続実施	・全国の各ブロックにおける「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」及び 各都道府県における連絡協議会の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定 着支援センター、地方自治体等関係機関が実務上の課題等を共有した上で、相互理解 を深め、連携強化を図った。	A		

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成24年度を取組	平成24年度に実施した取組内容		今後の課題等
					取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	iii	対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	法務省 厚生労働省	1－(1)の再掲			
				・刑務所等における就労支援スタッフ配置拡大の検討 ・関係機関が連携して個々の受刑者の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の継続 ※平成25年度まで継続実施	・受刑者の就労支援体制の充実を図るため、医療刑務所及び拘置所に就労支援スタッフの配置の拡充を検討した。 ・重点的な就労支援を含め就労支援について会同等で検討させ、その充実を促進した。	B	・就労支援スタッフのより効果的な活用について検討していく。 ・民間企業の協力・支援を活用した就労支援を推進する。
				・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策のより柔軟かつ積極的な活用のための方策の検討 ※平成25年度まで継続実施	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施し、身元保証制度の活用により、1,824人が就職した。 ・法務省及び厚生労働省が連携して、刑務所出所者等総合的就労支援対策の課題及び改善策等について検討した結果、一部運用の見直しを行った。今後も見直しを踏まえた検討を継続中。 ・ハローワーク、保護観察所、刑務所等が連携した就労支援により、2,058人が就職した。	B	・刑務所出所者等総合的就労支援対策の検討結果を踏まえて、必要に応じ、所要の措置を講じる。
(5)性犯罪者に対する指導及び支援	i	関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他指導・支援を実施する	法務省	・刑務所における性犯罪者処遇プログラムの処遇効果の検証 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法及び処遇プログラム実施体制の見直し ・刑務所等から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・統計的手法を用いて刑務所におけるプログラムの受講と再犯の関連を分析する処遇効果検証を行い、検証結果を公表した。 ・プログラムの専門家チームにおいて、刑務所における実施対象者選定方法及び実施体制の見直しを開始した。 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施を継続した。	A	・処遇効果検証結果から明らかとなった課題に関して、プログラムの内容・実施体制を充実させる。
				・少年院における矯正教育プログラム(性非行)の検討	・少年院における矯正教育プログラム(性非行)を開発した。	A	・少年院の指導重点施設での性非行プログラムの指導体制を構築する。
				・処遇効果の検証	・法務本省において、性犯罪者処遇プログラムに関する分析を行い、一定の効果があることが示され、その結果を公表した。	A	
	ii	諸外国の取組事例等も参考とし、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する	警察庁 法務省	・諸外国の取組事例等及びそれらの再犯防止効果についての分析 ・性犯罪者への新たな対策に関する検討 ※平成25年度まで継続実施	・諸外国における取組事例の調査を実施し、我が国への導入可能性等について検討継続中。 ・法務省において、性犯罪者への指導についての現状、課題及び今後の対策に係る情報を収集した。	B	・諸外国の取組事例等の再犯防止効果について分析を行う。
(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i	暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	警察庁 法務省	・暴力団処遇試行結果の取りまとめ及び検証 ※平成25年度まで継続実施	・暴力団離脱処遇試行結果のとりまとめ及び検証を実施した。	A	・見出された課題に基づく今後の展開について検討する。
				・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとの協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施 ※平成25年度まで継続実施	・警察及び都道府県暴力追放運動推進センターと保護観察所との連携の充実に関する方策について、担当省庁間で協議を実施した。 ・暴力団組織離脱支援を受けた者の仮釈放情報の警察との共有について検討を実施した結果、関係通達の改正等を行う方針となったので、今後も検討を継続中。	A	・検討結果を踏まえ、所要の措置を講じる。
	ii	再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が大きい者に対して適切な処遇・指導を実施する	法務省	・刑務所における暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証 ・刑務所において交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方の検討、アルコール依存回復プログラムの実施 ・民間自助グループとの連携	・全国3刑事施設を試行施設として指定し、暴力防止プログラムを試行した。 ・同プログラム試行実施施設の指導担当者を中心としたワーキンググループを開催し、プログラムの検討等を実施した。 ・交通事犯以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導として、一般改善指導としてのアルコール依存回復プログラムを4施設において、民間自助グループとの連携を推進しながら試行的に実施した。 ・同プログラム試行実施施設の指導担当者を中心としたワーキンググループを開催し、プログラムの検討等を実施した。	B	・暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証を進め、試行施設以外の刑事施設に同プログラムを展開することを検討する。 ・アルコール依存回復プログラムの試行・検討及び試行結果の検証を進め、試行施設以外の刑事施設に同プログラムを展開することを検討する。
				・少年院における対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する指導の継続実施 ・効果的な指導方法の検討	・少年院における対人暴力・不良交友の問題性を抱える少年に対する効果的な指導方法を検討するため、各少年院で実践している指導について資料を収集し、分析を行った。	A	・少年院における対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する標準的プログラムを策定する。
				・暴力防止プログラムの効果測定ツールに基づくデータの蓄積及び効果測定ツールの見直し ※平成25年度まで継続実施	・法務本省において、暴力防止プログラムの効果測定ツールに基づくデータを蓄積して、効果測定ツールの見直しを行い、改修した。	A	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成24年度の取組	平成24年度に実施した取組内容		今後の課題等
				取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	
2 社会における「居場所」と「出番」を作る						
(1) 住居の確保	i	① 自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム等の多様な一時帰住先の確保に努める ② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う	法務省 厚生労働省 国土交通省	・刑事施設において、適切な帰住予定地の確保のための取組を継続的に実施 ・更生保護官署に対して必要な情報提供を実施した。 ・地方更生保護委員会において、刑務所の協力を得て、帰住先のない受刑者に対する調査を充実 ・適切な帰住先の調整のための取組の継続的な実施 ・取組の状況を踏まえた、関係機関の連携の在り方についての検証・検討 ※平成25年度まで継続実施	A A	・自立更生促進センター（4庁）の着実な運営 ・地域との連携・理解確保の推進 ・問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方策の開発の取組 ・更生保護施設の受入れ機能の強化 ・更生保護施設における自立困難者に対する効果的な処遇方法の確立に向けた自立困難者の受入れ状況及び課題の分析 ・自立準備ホームへの委託状況の分析及び自立準備ホーム新規参入促進に向けた取組の実施 ・自立準備ホームにおける処遇の基準等の検討及び各施設の特性に応じた効果的な活用方法の検討 ・更生保護就労支援モデル事業における定住支援の実施 ※平成25年度まで継続実施
	ii	住み込みでの受入れに積極的な協力雇用主の確保・開拓を行うなど、就労と結びつく住居の安定的な確保策について検討する	総務省 法務省 農林水産省 経済産業省	・更生保護就労支援モデル事業による企業ネットワークを活用した多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓 ※平成27年度まで継続実施	A	
(2) 就労の確保	i	①施設収容後早期からの就労支援を行う ②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する	法務省 厚生労働省	・刑務所等の就労支援スタッフの充実、関係機関との連携等による重点的な就労支援の取組の継続 ・刑務所において協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業（農業等）の拡大・実施 ※平成25年度まで継続実施	B	・就労支援スタッフのより効果的な活用について検討していく。 ・民間企業の協力・支援を活用した就労支援を推進する。 ・刑務所出所者等総合的就労支援対策の検討結果を踏まえて、必要に応じ、所要の措置を講じる。
				・6都道府県で更生保護就労支援モデル事業を実施 ・3都県での更生保護就労支援モデル事業の効果検証 ・職業訓練支援等を加えた新たな枠組みの検討	B	・平成25年度において、更生保護就労支援モデル事業の効果検証を実施し、本事業の今後の在り方について検討する。
				・刑務所出所者等総合的就労支援対策における就労支援のより柔軟かつ積極的な活用の方策の検討 ※平成25年度まで継続実施	A	
				・位置把握装置の導入 ・試験的運用 ※平成25年度まで継続実施	A	・試行結果を踏まえ、拡大を検討していく。
	ii	刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・更生保護就労支援モデル事業による企業ネットワークを活用した多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等への支援の実施 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の検討 ※平成25年度まで継続実施	A	

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成24年度の取組	平成24年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	左記以外で実施した取組※2	
(2) 就労の確保	iii	就労や就学による生活基盤の確立が特に重要な少年に対しては、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、立ち直り支援の更なる推進を図る	警察庁 法務省	・少年院と就労支援スタッフとの連携強化 ・就労支援の一層の積極化に係る方策の展開(身体機能等が健全で、退院後、即就労が可能と見込まれる少年を重点的支援対象者とし、就労支援を実施する。) ※平成25年度まで継続実施	・少年院における就労支援の一層の積極化について、関係機関と具体的な支援の方法に係る協議を継続した。	B	・就労支援スタッフを配置する少年院を1庁拡大した。	・少年院における就労支援スタッフの体制を充実する。 ・少年院における重点的な就労支援の実施に向けた枠組みを構築する。
				・警察において、これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、就労支援機関等と連携した就労支援、大学生ボランティア等の協力を得た学習支援活動、学校等との連携による就学支援等を実施し、就労・就学の支援を実施 ※長期的取組	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、就労支援機関等と連携した就労支援活動や大学生ボランティア等と連携した学習支援による就労・就学支援を実施している。	B		・企業等に対する積極的な情報発信により、立ち直り支援への理解・協力を促進する必要がある。
	iv	労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等(ソーシャルファーム)への支援等、新たな就労先確保策について検討する	法務省 厚生労働省	・刑務所出所者等を多く受け入れている雇用主の調査や先進事例の情報収集 ・刑務所出所者等を受入れるソーシャルファームの開拓・確保 ※平成25年度まで継続実施	・刑務所出所者等の雇用受入れに理解を示すソーシャル・ファームを開拓・確保するための調査を実施した結果、既に刑務所出所者等を雇用している、又は刑務所出所者等の雇用に理解を示すソーシャル・ファームの存在が明らかになった。 ・刑務所出所者等の雇用受入れに理解を示すソーシャル・ファームを開拓・確保するための取組を検討した。	B		・平成25年度において、刑務所出所者等の雇用受入れに理解を示すソーシャル・ファームを開拓・確保し、保護観察所とソーシャル・ファームが緊密に連携するための体制を整備することとしている。
(3) 社会貢献活動による 善良な社会の一員としての意識のかん養		対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	・社会貢献活動の先行実施 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証	・保護観察所において社会貢献活動を先行実施し、平成24年度末現在で724か所の活動場所を確保するとともに、同年度において1, 307回の活動を実施した。 ・法務本省において社会貢献活動をテーマとした中央研修を実施し、全国から担当官を集め、事例の収集と検証を実施した。また、先行実施を踏まえた検証を別途実施中である。	A		
(4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施		①犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する ②上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する	法務省	・刑事施設等と犯罪被害者団体等との連携 ・刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討 ※平成25年度まで継続実施	・犯罪被害者団体との連携により、平成25年度から「生命のメッセージ展」を全国巡回する計画を策定し、実施に向けた準備を行った。 ・刑事施設の指導担当職員に対して、犯罪被害者支援団体を招へいしての研修を実施した。 ・少年院においては、犯罪被害者団体等と連携した教育活動を全庁において実施した。 ・少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」の標準的なプログラムの検討第1次案を策定した。	B		・犯罪被害者支援団体との連携の在り方について検討していく。 ・少年院における標準的なプログラムの第1次案を基に、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行導入の可能性を柱としたプログラムを策定する。
				・心情等伝達を実施した事例の収集と分析 ・犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の検討・実施 ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討 ※平成25年度まで継続実施	・被害者等施策を担当する全国の保護観察官(被害者担当官及び地方更生保護委員会で被害者等施策に従事する保護観察官)を協議員として全国協議会を実施し、被害者等の視点を踏まえた保護観察対象者に対するしよく罪指導の在り方等について検討を行った上、得られた知見の効果的活用を推進するための研究会を立ち上げることとした。	B		・心情等伝達制度を中心とした事例の収集と分析を行うとともに、研究会において、犯罪被害者等の心情等の的確な聴取及び対象者への効果的な伝達や伝達後の処遇の在り方等についての指針作成のための検討を推進する。
(5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化	i	満期釈放受刑者に対する指導体制を強化する 更生緊急保護による支援を充実強化する	法務省	・満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し ※平成25年度まで継続実施	・各施設における満期釈放受刑者に対する指導体制について調査を実施し、その結果を踏まえて、指導体制の見直しについて検討継続中。	B		・検討を踏まえ、指導体制の見直しを行い、試行する。
				・更生緊急保護の実施 ※平成25年度まで継続実施	・保護観察所において、平成24年に15, 605件(速報値)の更生緊急保護を実施した。	A		
	ii	更生保護サポートセンター等を活用した保護観察終了者等の相談に応じる仕組みづくりを検討する	法務省	・平成24年度に更生保護サポートセンターを合計155地区に設置	・平成24年度中に更生保護サポートセンターを合計155地区に設置した。	A		
	iii	少年院出院者について、元担当の法務教官等の助言・指導を受けることができる仕組み及び地域の青少年等からの相談に応じる仕組みづくり	法務省	・少年院における更生保護法第30条による個別ケースごとの取組 ・少年院における試行的な取組の拡大と試行に基づく効果検証 ※平成25年度まで継続実施	・福岡矯正管区内少年院で、更生保護法第30条に基づく保護観察所からの協力の求めに応じて、少年院の法務教官が出院者の保護観察に資する助言・指導を行った。 ・少年院の法務教官による少年院出院者への助言の試行を継続し、試行の対象管区を3管区に拡大した。	A		・少年院の法務教官による少年院出院者への助言の試行範囲を拡大し、助言・指導の枠組みを構築する。
				・少年鑑別所による地域の一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応状況の調査 ・少年鑑別所における、NPOを含む地域の相談ネットワークの構築の在り方などの検討	・少年鑑別所において、地域の非行及び犯罪の防止に関する相談に対応した。 ・少年鑑別所の相談窓口の利用促進に資するため、新規の広報先を開拓した。 ・NPOを含む地域の相談ネットワークの構築を検討し、一部少年鑑別所において、パーソナルサポートサービス等との連携を実施した。	A		

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成24年度を取組	平成24年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	左記以外で実施した取組※2	
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する							
(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する調査研究の実施	i	①実態把握及び対策の効果検証のため必要な調査研究を継続的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を実施する	法務省	・再犯の実態とその防止対策に関する先行研究等の文献調査及び調査研究の企画立案 ※平成25年度まで継続実施	・性犯罪及び窃盗について、先行研究を検討し、再犯を含む実態等に関する調査研究に着手した。	A	
	ii	再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する	法務省	・再犯をしなかった者に関する海外先行研究等調査 ※平成25年度まで継続実施	・海外先行研究に係る勉強会等を実施するなど、情報収集に着手した。	A	・再犯をしなかった者に対する調査についてのパイロット調査の企画を立案する。
(2)再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築	i	既存資料、データベース等の利活用も含めた広範かつ有機的な情報連携体制を構築する	法務省	・被収容者データベースの運用	・被収容者データ管理システムと事件管理システムとの間で、データ連携を開始した。	B	・データ連携が確実になされる体制整備を検討する。
				・データ連携機能構築後の事件管理システムの運用開始 ・薬物事犯者について、保護観察所・刑務所等での処遇情報の相互引継 ※平成25年度まで継続実施	・平成24年10月から、データ連携機能の運用を開始し、被収容者データと保護観察対象者データの相互について処遇情報の連携を可能とした。 ・刑務所と保護観察所の間で、薬物事犯者に対するプログラムの実施結果の相互引継を実施した。	A	
	ii	DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策の検討を行い、効果的な情報連携体制を確立する	警察庁 法務省	・関係省庁が連携し、DNA型データベースの拡充等の検討 ※平成25年度まで継続実施	・平成24年11月8日及び平成25年2月22日に警察庁内において、「DNA型データベース整備推進会議」を実施し、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充の課題と取組等の検討を行った。	B	・「DNA型データベースの抜本的拡充に向けた取組について」(平成24年9月10日、警察庁丁鑑発第906号、警察庁刑事局犯罪鑑識官)を発出し、都道府県におけるDNA型鑑定及びデータベース活用の更なる徹底やDNA型データベースの抜本的拡充のための体制の充実等について指示した。 ・警察庁にDNA型データベース整備推進室を設置し、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベースの整備の推進に向けた各種取組を進めることとした。
(3)既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討		満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討を行う	全関係省庁	・満期釈放者又は保護観察終了者への再犯防止対策を始め、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな方策を検討 ・刑務所における満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し ※平成25年度まで継続実施	・法務省において、満期釈放者又は保護観察終了者への既存の枠組みにとらわれない新たな再犯防止対策を協議する場を設け、検討を継続中。 ・各施設における満期釈放受刑者に対する指導体制について調査を実施し、その結果を踏まえて、指導体制の見直しについて検討継続中。	B	・検討を踏まえ指導体制の見直しを行い、試行する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成24年度の取組	平成24年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	進捗状況 ※1 【A～D】	左記以外で実施した取組※2	
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する							
(1)啓発事業等の実施		警察庁 法務省	・刑務所等への参観希望者の積極的な受入れ ※平成27年度まで継続実施	・刑務所等において参観希望者の積極的な受入れを実施した。 ・平成24年に全国の刑務所等で実施した参観の合計回数は5, 238回(平成23年は5, 039回)。うち、平成24年に各刑務所等から参観の機会を提供し、参観希望者を募集して実施した参観の回数は383回(平成23年は319回)。	A		・更に参観内容を充実させる。
			・前年度の実施結果を踏まえた内容等の検証を行い、より効果的な活動を実施 ※長期的取組	・効果的な啓発活動の在り方について保護司や外部有識者と協議を開始した。 ・保護司と学校との連携パンフレットを作成し、小中学校との連携活動を推進した。	A		
(2)刑事司法分野に関する法教育の実施		法務省	4－(1)の再掲				
			・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施 ※長期的取組	・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施した。	A		
			・再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報を実施 ・移動教室や出前教室への職員の派遣の継続 ※平成25年度まで継続実施	・再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報を実施した。 ・移動教室や出前教室への職員の派遣を継続した。 ・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施した。 ・検察庁職員による学生を対象とした移動教室及び出前教室の実施や一般市民に対する講演会等での広報用パンフレット配布を通じて、刑事司法の果たす役割や刑事裁判の流れについて広く周知し、積極的な広報を展開した。	A		・少年鑑別所法務教官による法教育の効果的な実施に向け、教材等を作成した。 ・法科大学院生による少年院での法教育を実施した。
			・小学校における法教育実践状況に関する調査研究及び関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援	・小学校における法教育の実践状況に関する調査を行い、11月に報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえた教材の改定等を行うため、法教育推進協議会において協議中。 ・各地の教育関係機関、法律関係機関・団体が連携して行う法教育推進プロジェクトを実施。	B		・法教育推進協議会等で早期に検討を重ね、平成25年度内に小学校における教材の改定を行う。
(3)保護司制度の基盤整備と充実・強化			・保護司適任者の確保と育成のための施策の検討・実施 ・平成24年度に保護司が被った物的損害等に対する補償制度を創設 ・平成24年度に更生保護サポートセンターを 155地区(100地区増)に設置 ・更生保護サポートセンターの運営状況を踏まえて増設置を検討 ・保護司の活動に対する地域の関係機関・団体からの支援の実態検証及び同検証を踏まえた支援拡大の方策の検討 ・保護司と地方公共団体の連携の実情の検証及び同検証を踏まえた連携拡充のための方策の検討 ※平成25年度まで継続実施	・保護司が被った物的損害に対する補償制度を運用開始した。 ・更生保護サポートセンターの増設置を検討した。 ・全国市長会及び全国町村会を通じて、各地方公共団体に対して保護司活動に対する協力を要請した。 ・平成24年度中に更生保護サポートセンターを合計155地区に設置した。	A		
(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携	刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	・社会復帰支援策についての弁護士会等との協議・試行 ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策の検討・試行 ※平成27年度まで継続実施	・社会復帰支援策については、法務省において検討を継続中。 ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策については、法務省において検討を継続中であるとともに、日本司法支援センター等関係機関との間でスキームを検討継続中。	B		・引き続き社会復帰支援策について検討を継続するとともに、日本司法支援センター等関係機関との間でスキームを検討する。
(5)ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	i	法務省	・更生保護女性会・BBS会の新人会員に対する研修の充実 ・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の多様化の検討 ※平成25年度まで継続実施	・更生保護女性会・BBS会の新人会員に対する研修を実施した。 ・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の企画等に係る中央研修を開催した。	A		
	ii	法務省	・刑事施設における地域や民間協力者の協力による処遇・教育の充実策の検討 ※平成25年度まで継続実施	・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の企画等に係る中央研修を開催した。 ・刑事施設において民間自助団体等の協力を得て各種改善指導を実施した。	A		・引き続き各種改善指導等において、地域や民間の協力者を得る方策を検討する。
			・NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホームの運営主体として積極的に開拓 ・自立準備ホームにおける処遇の基準等の検討及び各施設の特性に応じた効果的な活用方法の検討 ※平成25年度まで継続実施	・平成24年12月末までに、自立準備ホームの登録事業者として、225事業者を確保したところであるが、その効果的な活用方法については、検討を継続中。	B		・引き続き多様な事業者の確保及び自立準備ホームの効果的な活用方法等について検討する。
			・6都道府県で更生保護就労支援モデル事業を実施 ・3都県での更生保護就労支援モデル事業の効果検証 ・職業訓練支援等を加えた新たな枠組みの検討	・札幌、宇都宮、東京、名古屋、大阪及び福岡の各保護観察所において、更生保護就労支援モデル事業を実施し、就職活動支援(就職率75. 0%)、職場定着支援(定着率75. 2%)、定住支援、雇用基盤整備(新規協力雇用主開拓数389事業主)を行った。	B		・平成25年度において、更生保護就労支援モデル事業の効果検証を実施し、本事業の今後の在り方について検討する。

※1 進捗状況については、「A:実施(工程表どおり全て実施した)、B:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できなかった)、C:未実施(工程表の施策が実施できなかった)、D:その他(工程表の施策の実施を断念したなど)」とする。

※2 平成24年度の取組に記載されていないが、同年度に特記すべき取組を実施した場合に記載する。